

市制100周年記念

「令和3年度千葉市トライアル発注認定事業」中小企業の優れた新商品を募集します！
～ニューノーマルに対応した新商品や防災対策商品等を千葉市が認定し、販路開拓を支援～

千葉市では、市内の中小企業等が提供する優れた新製品(物品)や新役務(サービス)を認定し、積極的にPRを行うことによって、販路開拓を支援するトライアル発注認定事業を実施しています。

今年度のトライアル発注認定事業では、ニューノーマル及び防災対策を重点テーマとして設定し、中小企業の優れた新商品等の募集を開始しますので、お知らせします。

1 募集内容

- (1) コロナ禍において需要の高まっている、ニューノーマルに対応した新商品(リモートワーク関連グッズ、非接触型のツール等)を募集します。
- (2) 東日本大震災から10年を迎える節目の年であることから、防災対策に資する新商品(避難所で活用できる備品等)を募集します。
- (3) その他、新規性・独自性・優位性を有した新商品を募集します。
※商品例については、過去に認定された商品カタログをご覧ください。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>

2 認定のメリット

- (1) 認定された新商品は、市のホームページへの掲載、認定商品カタログへの掲載、見本市への出展支援など、市が販路開拓の支援を行います。
- (2) 特にニューノーマル・防災対策に資する新商品については、市が作成する認定商品カタログの特集ページにおいて、広くPRします。
- (3) 認定された新商品は、その認定期間中、市の機関が競争入札制度によらない随意契約で、購入することができます。(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)
※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。

3 対象商品

以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる製品、役務であること。
- (4) 新規性・独自性・優位性等がある製品、役務であること。

※ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術、申請時点で販売を開始していない商品並びに過去に申請した実績がある同一商品は除きます。

4 認定対象者(※詳細は別添チラシ参照)

市内中小企業等

5 認定期間

認定の通知をした日から2年を経過する日の属する年度末まで。

(令和3年度は、通知した日から令和6年3月31日まで)

6 応募期間

令和3年5月31日（月）～6月30日（水）※必着

7 応募方法

「千葉市トライアル発注認定事業認定申請書」に添付書類を添えて、郵送・宅配便により提出してください。

※ファックス、電子メールでは受付いたしません。

※市ホームページから申請書類や募集要項をダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>

8 今後のスケジュール（日程については状況により変更する場合があります。）

令和3年6月30日	認定申請の提出締切
7月中旬	一次審査（書類審査）
7月下旬	二次審査（書類審査）
8月中旬	最終審査（プレゼンテーション審査）
8月下旬	認定事業者の決定及び認定商品の公表
11月下旬	産業交流展出展
認定期間終了まで	市による認定商品のPR、一部の認定商品の導入・評価

※令和3年度は、通知した日から令和6年3月31日まで

9 提出先・問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局 経済部 産業支援課

電話 043-245-5284

FAX 043-245-5590

E-mail sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp